

論文要旨

本研究は、イギリス1834年改正貧民法施行下で展開された、ワークハウスをはじめとする公的児童入所施設と慈善・博愛団体の施設による児童の施設養育の歴史的考察を通じて、1834年改正貧民法の特質と児童の施設養育の実態を、現代のイギリスの社会的養育との連続的視点から検証するものである。

本研究では問題意識を①1834年改正貧民法は貧困児童にとって管理と抑圧の法制度であったのか、②もしそうであれば同法による施設養育によって、貧困児童はどのように扱われたのか、という点においた。

これらの問いを解明するために、1834年改正貧民法施行下の施設養育を歴史社会学の枠組みを用いて検証した。歴史研究では時間軸にそって時代を区切る際に政治的事件や出来事が用いられる。本研究は社会的視点による施設養育の実態に即した検証を行うために、施設養育の変遷を如実に示す要素として施設養育児童数に着目し量的に分析した。その結果3つの時期区分が析出され、それぞれを「施設養育の確立期」「施設養育の隆盛期」「施設養育の衰退期」と呼称した。各時期区分の施設養育の実態を各種史資料によって裏付けるとともに、次の5つの指標を用いて検討した。それらは、①理念の変遷、②教育と訓練の変遷、③生活の質や処遇の実際の変遷、④職員・スタッフの質の変遷、そして⑤地域社会との関係の変遷である。

検討の結果、上記2つの問題意識に対しては、1834年改正貧民法下の児童の施設養育は管理的、抑圧的な内容から児童の特性に配慮した保護的な処遇内容へと変遷したことが明らかになった。

本研究では、既に数多く行われた先行研究の動向をふまえて、次の研究課題を設定した。①1834年改正貧民法施行期間である1834年から1948年までの114年という長い時間的スパンでの検証を行うこと、②この時期に設立された各種児童入所施設と施設養育を具体的に明らかにすること、③公立の各種児童入所施設だけでなく慈善・博愛団体による児童の施設養育の動向もできるだけ取り込み、両者によって展開された施設養護の全体像を描くこと、そして④施設養育における児童の生活保障の場としての側面、すなわち生活環境、職員との関係、地域との関係構築等、児童の育ちの場を含めた多角的検証を行うこと、である。

課題の検証を通じて得られた成果は次の諸点が挙げられる。

1つは、1834年改正貧民法による救済の中心であったワークハウスだけでなく、多様な児童入所施設の存在とこれらの施設養育の詳細が明になった。「施設養育の確立期」には、ワークハウスとともに「分離学校」、「校区学校」という大規模収容施設が設立された。これらはワークハウスの児童を分離及び集約し、大規模集団での教育と職業訓練を行う入所施設である。また慈善・博愛施設において、ワークハウスに収容された女兒、ローマカトリック等、特定のニーズを持った児童を分離収容する「認定学校」が設立された。

「施設養育の隆盛期」には、「コテージホーム」や「分散ホーム」という小規模施設において家庭的環境を用いた施設養育が展開される。民間では、慈善・博愛施設が多数開設され、女兒家事使用人の輩出が活発化した。

「施設養育の衰退期」には「施設養育の確立期」及び「施設養育の隆盛期」の児童入所施設による施設養育が継続して利用され、新たな形態の入所施設は創設されなかった。また同時期には施設養育を受ける児童数の減少と、大規模収容施設から小規模施設への転換が見られた。

こうした各時期区分における施設形態の変化は、施設養育が抑圧的な内容から人道的な内容へと変化する状況を示している。これは長期間を射程とすることにより抽出しえた結果と言えよう。

本研究の2つめの成果は、1834年改正貧民法による公立の各種児童入所施設だけでなく、民間の慈善・

博愛団体の動向も取り込み、両者による貧困児童の施設養育の実態を明らかにしたことである。19世紀は、川北が「救貧パラノイア」と称したように（川北2011）、1834年改正貧民法施行期間のなかでもイギリス社会が貧民救済に膨大なエネルギーを注いだ時期である。ことに注目されるのは、民間の慈善・博愛施設による施設養育の大規模な展開である。慈善・博愛施設の一部には改正貧民法施設との連携による施設養育を展開するものもあった。また、多くは女兒の家事使用人訓練や、アフターケア等先進的な児童の実践活動を創出した。民間の慈善・博愛施設の活動は、1834年改正貧民法施設の施設養育にも影響を及ぼし、その質的向上をも促した。

本研究の成果の3つめは、1834年改正貧民法施行期間を「施設の時代」と呼称し、今後の研究に連なる分析概念として提起した点である。ここでいう「施設」とは、貧困児童を収容する場であると同時に、教育訓練や養育のための処遇内容も含めた概念である。「施設の時代」という呼称は、1834年改正貧民法施行期間が「施設」という貧民や貧困児童を管理、養育する「方法」を大規模に生み出したことを的確に表現するために名付けた名称とその概念であり、本研究が初めて試行的に使用した。

「施設の時代」は、貧困児童の施設養育がイギリス国家の一大プロジェクトとして展開され、貧困児童を人的資源として位置付ける視点が確立した時期と言える。時期区分ごとに整理すると、「施設養育の確立期」には、ワークハウスにおける教育と職業訓練の実施、成人貧民からの分離と児童専用の入所施設の創設と組織的な教育と訓練が行われた。「施設養育の隆盛期」には、児童の育ちが注目され、教育と訓練の重視から、児童と職員との人間関係の構築と児童の生活の充実に力点が置かれるようになった。また、19世紀に拡大した中産階層の生活を支えた家事使用人は、その多くが児童入所施設によって輩出された。さらに政府の帝国主義政策のもと、児童入所施設は植民地や戦地での先兵として活躍する人材の育成に関わった。イギリス国家による、貧困児童を有用な人材として育成するという大きな政治戦略において、児童入所施設がその一角を担うという構図が、「施設養育の隆盛期」は顕著に見られた。

しかし第3期の「施設養育の衰退期」には、1834年改正貧民法による救済システムが揺らぎ、施設養育児童数の減少が生じた。一方、この時期に隆盛した心理学や精神分析学は、施設養育をより個別的で治療的な方向へと推し進めた。貧困児童は個人としての尊厳もまた守られるべき存在となり、管理的、抑圧的な施設養育から人道的な施設養育へと変遷する。

このように「施設の時代」は貧困児童を有用市民として育てるための実験、または施行錯誤の時期でと言える。産業革命後「世界の工場」として君臨したイギリスの経済、その地位を維持拡大するための植民地政策、これらと「施設の時代」との因果関係は更なる検証が必要ではあるが、イギリスの経済発展が生み出した貧困児童を国家が取り込み、有用市民として養育しようとする試みの多くが児童入所施設で行われた。

一方、「施設の時代」は1834年改正貧民法による施設養育の限界も明らかにした。施設養育は多くの貧困児童を効率的に育てる仕組みではあったが、児童の成長を阻害し、将来的に再び困難な状態に陥れてしまう。ことに児童の特性に関する理解が伴わない施設養育を受けた児童は、将来的に再び困難な状態に至る可能性が高い。この課題は施設養育の限界として「施設の時代」に明確になり、第二次世界大戦後のイギリスにおける里親養育中心の社会的養育へとつながっていく。

「施設の時代」としての1834年改正貧民法施行期間は、貧困児童の施設養育システムが確立し、児童入所施設の数と種類が拡大したと同時に、施設養育の内容も管理的・抑圧的な内容から人道的な内容へと大きく変容する時期である。また、その前後の時期との差異が顕著であることから、イギリス施設養育の歴史におけるメルクマールとして相対化し得ると言えよう。

本研究で明確化した「施設の時代」の概念は、他の類似する状況に応用することが出来なければ科学的

ツールとはなりえない。この概念を用いて、各地域や社会の社会的養育についての一定のパターンを検出し、また社会的養育に関する傾向を見出す可能性を探ることが今後の課題である。また、「施設の時代」の概念は親と暮らせない児童の社会的養育の基盤をどうつくり上げていくかという戦略の策定にも応用可能であると考えられ、現在の日本で進みつつある、児童養護施設の小規模化の方向性と将来性を検証するための、新たな視座を提供できるものと考えている。

川北稔（2011）「救貧パラノイア」－イギリスはなぜ「福祉国家」となったか－。

https://www.teikokushoin.co.jp/journals/history_world/pdf/201101/03_hswtbl_2011_01_p01_03.pdf.
2016/9/29.